



令和4年第1回

朝霞市議会臨時会

令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)を審議

令和4年第1回朝霞市議会臨時会は、1月17日(月)に招集され、会期を1日と定め開かれました。この臨時会では、市長から1議案が提出され、慎重に審議した結果、原案のとおり可決しました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

なお、議案審議結果は市ホームページに掲載しています。

議案審議

議案第1号 令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)

【説明】

補正額は、34億4,136万7千円の増額で、予算総額は、529億6,150万3千円となりました。

歳入は、国庫支出金、寄附金を増額しています。

歳出は、子育て世帯への臨時特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などを増額しています。

また、新たにマイナポイント事業の延長に係る経費、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金、博物館における展示用の照明器具購入費などを計上しています。

【質疑】

子育て世帯への10万円給付について

外山まき議員 9月30日の児童手当を基準に支給するが、10月以降離婚や別居をし、子と同居している保護者が世帯の中で最も所得が高い方ではなかった場合、同居していないもう一方に支給されてしまうが、子と同居の親に支給されるように対応はしないのか。別居は把握できないが離婚は把握可能なはず。第1次で5万円すでに支給しているが不具合はないのか。また、16歳以上は児童手当対象外のため申請してもらう必要があり周知しないといけないが、別居家庭から両方申請されてしまうことはないのか。

こども・健康部長 国からは、元の養育者に給付金が振り込まれた場合でも、給付金が子どものために使われるよう現在の養育者と話し合ってくださいなど、制度の趣旨に合った使われ方となるようご協力をお願いしますように要請されています。

本市においても、市のホームページを通じ周知を図るとともに、高校生のみ養育する世帯に対するご案内

の中でもお知らせはしていきたいと考えています。

また、16歳以上の方については、対象となる各世帯の方々に通知をして申請していただきますので、仮に、両方からの申請があった場合には、その都度審査をすることになると考えています。

集団接種会場について

佐久間ケンタ議員 新型コロナウイルスワクチン接種事業で会場設営等委託料が計上されましたが場所と設営期間をお伺いします。

こども・健康部長 集団接種会場の場所は、市民会館の高砂の間を予定しており、前回の総合体育館よりもブースの数は少なくなっています。また、設営期間は、2月から6月ぐらいまでで終わることが可能と考えています。



ワクチン接種の追加予算の内容

黒川滋議員 ワクチン接種の追加予算の内容をお伺いいたします。これまでの接種会場費が盛り込まれており、3回目接種ではなかった集団接種も想定されていますが、どのような内容で取り組みますか。

こども・健康部長 補正予算の概要ですが、前倒し接種への対応として、2月7日の週に配分される武田/モデルナ社製ワクチンを使用して集団接種会場の開設を予定しており、集団接種会場に従事していただく医師、看護師を想定して、1日8時間勤務で2か月間開催する場合の謝金のほか、委託料として集団接種会場の設営委託料や、令和4年4月から5月にかけて接種する予定の高齢者、医療従事者など早期接種が可能な約3千人分の接種委託料、個別接種を行っている医療機関が休日・時間外で接種を行っていただいた場合の加算分等を計上しています。

また、接種前倒しに伴う予約問い合わせ等に対応するためのコールセンターの席数の増設分として、コールセンター委託料などを計上しています。

住まいをなくした方への給付

本田麻希子議員 本補正予算案には住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の予算が計上されています。DVや虐待から避難されている方、住まいをなくした方など、朝霞市に住民票のない方が、給付金を受給する際の対応を伺います。また、住まいをなくし所持金もほとんど持たない方が支援を求めてきた場合、生活保護制度の利用や県の行っている県営住宅提供事業につなぐなど、本事業を含めてどのような対応を行うのでしょうか。

福祉部長 DVや虐待から避難されている方については、住民票を移している場合と移していない場合の2

つが考えられますが、いずれの場合でも要件が合えば、住民税非課税世帯または家計急変世帯としての給付対象となります。また、住民票が所在しない場合にも、居住市町村、入所等の措置を行った自治体のいずれかで給付することになりますので、例えば朝霞市にきている場合、相手方の市町村とも調整しながら行います。ただし、いずれの場合でも、当事者が課税されている場合には給付対象外となります。

また、国では、ホームレス等の方でいずれの市町村の住民基本台帳にも登録されていない方については、基準日の翌日以降に居住市町村において住民基本台帳に登録されたとき、当該居住市町村において給付対象とするということが示されています。

本市においても、住民基本台帳の登録後に給付するという手続きになっています。ホームレスの方への実態調査の際、生活保護やワクチン接種とこの給付金についてもご案内したいと考えています。

県営住宅は生活保護の手続きが進んでいないと実際のお住まいを確保することが難しいというのは伺っていますので、朝霞市にいる住居を持たない方は、まず朝霞市に生活保護の申請をしていただいて、保護決定をする中で県営住宅をご希望されれば、その申し込みをご案内します。

基準日以降に離婚した世帯にも支援を

石川啓子議員 DV避難者や基準日以降に離婚した世帯は、世帯主に子育て世帯臨時特別給付金が支給された場合には、養育者は給付金を受け取ることができません。住民税非課税世帯臨時特別給付金についても、離婚して非課税世帯と同じ程度の収入になった場合でも、基準日以降の離婚の場合には給付金を受けることができません。市独自に支援すべきではないでしょうか。

福祉部長 現行の制度の中では、給付対象者を一義的に確定するため、特定期日における事情をもって対象者の範囲を決める必要があります。国から判断基準が示されていますので、それに沿って市としては対応していきたいと考えています。

ただ、国のQ&A等によるこうした細かい部分の取り扱いが出てくれば、漏れがないように対応していきたいと考えています。

コロナ感染急拡大への市の対応について

田辺淳議員 12月は、オミクロン株の動向が未知数という状況でしたが、現時点では、市内のさまざまな施設・部署で感染者が多発しています。市長報告ではそれに全く触れられず、ただ3回目のワクチン接種の前倒しが報告されたのみで、いかにも「ワクチン頼み」の感が否めません。他市ではPCR検査会場を作るなどの取り組みも見られます。また複合施設を抱える市

は、「濃厚接触者」の基準についてもより厳しくすべきだと思いますが、当市の現状と新たな取り組みを伺います。

こども・健康部長 現在市では、各施設で濃厚接触者と特定された方に医療機関でPCR検査を受けてもらうように促している状況です。

濃厚接触者となった方以外へのPCR検査について、以前に市で濃厚接触者を特定し、PCR検査にたなげたときには、検査キットを各施設に配っていました。現在保健所からは、濃厚接触者については確実にPCR検査を受けるように促してほしいと言われてしますので、濃厚接触者へのPCR検査については同様に行っています。

ただ、今回は施設から希望があった場合、まだ検査キットの残りがありますので、配布することは可能と考えています。

3回目のワクチン接種について

利根川仁志議員 3回目の接種で使用されるワクチンは、ファイザー社製が55%、モデルナ社製が45%と聞いています。これまで朝霞市での接種は、ファイザー社製を使用しておりましたが、職域や大学、自衛隊が運営した接種会場等はモデルナ社製を使用しており、相互の接種は承認されていることやモデルナ社製の安全性を、市民の皆さまへ広報することについて伺います。

こども・健康部長 現在、高齢者の方に割り振っている予約は全てファイザー社製です。前倒しのご案内をしている中で、「モデルナ社製になります。」という、「では見送ります。」というような返答が多い印象です。

しかし、実際に1、2回目の接種では、国・県の集団接種会場や職域接種についてはモデルナ社製を使っていますので、モデルナ社製の安全性には不安がないと認識しており、そういったことについては積極的にご案内していきたいと思っています。

【採決】 原案可決（賛成多数）



議会からのお知らせ

定例会と臨時会

市議会の会議には、定例会と臨時会があります。定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月の年4回開催されます。

臨時会は、次の定例会までの間に議会の議決が必要となる特定の事件に限って招集されるもので、原則として、告示された特定事件に限り審議することになります。